

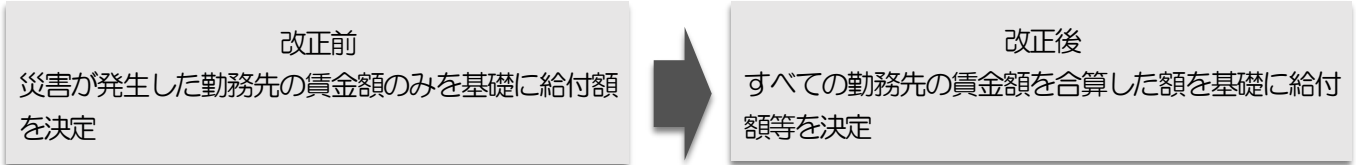
最近の法改正 (3)

● 労働者災害補償保険法の改正

<施行日> 2020年9月1日

複数の会社で働かれている労働者で、施行日以降にけがや病気になった労働者、亡くなった労働者の遺族が改正事項の対象

1. 賃金額を合算して保険給付額等を決定



2. 負荷 (労働時間やストレス等) を総合的に評価



● 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得

<施行日> 2021年1月1日



- ・ 「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮すること。
- ・ 時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象から当該業務に従事する労働者を除外することができる。
- ・ 時間単位で利用できる制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じた等要件を満たした事業主には、「両立支援等助成金」が支給される。

● 70歳までの就業機会確保 (改正高年齢者雇用安定法)

<施行日> 2021年4月1日

現 行

高年齢者雇用確保措置
(65歳までの雇用の義務)

- ①65歳までの定年引上げ
- ②65歳までの継続雇用制度の導入
- ③定年の廃止



新 設

高年齢者就業確保措置
(70歳までの就業の努力義務)

- ①70歳までの定年引上げ
- ②70歳までの継続雇用制度の導入
- ③定年の廃止
- ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に
 - a 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入